

令和2年版環境白書

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

第4節 経済的措置

1. 環境保全施設の設置等に対する支援

(1) 事業目的

事業活動に伴う公害を防止し、環境への負荷を低減することは事業者にとっての責務ではありますが、この設備投資は生産性を高めるものが少ない非収益性投資であるため、特に資力が少ない中小企業者にとっては、これらの設備の設置が難しい場合が多いと考えられます。そのため県では、低利な融資制度として、「まち・ひと・しごと創生資金（環境対応枠）」等を設け環境保全施設の整備促進を図っています。

(2) 取組状況

令和元年度は、利用がありませんでした。

(3) 参考情報

島根県まち・ひと・しごと創生資金

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/yuushi/kankyou.html>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
中小企業課	0852-22-5883